

アイルランド及びポーランドの飼料規制の遵守状況について

1. アイルランド

飼料規制に係る監視体制について

飼料規制の監視は、農業・漁業・食糧省の動物飼料コントロールグループにより毎年定められる、EU 規則に基づいた飼料サンプリング計画により行われている。

輸入、製造、使用を含むフィードチェーンの全ての段階で、施設の立入検査とサンプリングが行われており、検査は顕微鏡検査により行われる。

検査対象施設の選択に当たっては、動物性たん白質の混入の可能性、レンダリング工場との隣接、以前に不適合があるかなどのリスク基準が適用される。

不適合事例が確認された場合に講じる措置

動物性たん白質の混入が確認された場合には、全ての飼料が押収され、導入、使用、販売、在庫量の記録を検証し、必要に応じて汚染源（導入元の追跡）、汚染の程度（出荷先の追跡）の確認のために、さらなるサンプリングが行われる。

立入検査及びサンプリング検査の結果について

表1 年別の立入検査指導件数と不適合件数

	製造段階		牛飼養農家	
	検査数	不適合数	検査数	不適合数
2006年	260	0	780	0
2007年	229	0	785	0
2008年	233	0	789	0
2009年	210	0	976	0
2010年	203	0	905	0
2011年	204	0	811	0
2012年	188	0	627	0

表2 年別の検査サンプル数及び違反数

	輸入飼料		国産飼料		合計	
	検査数	違反数	検査数	違反数	検査数	違反数
2001年	—	—	—	—	1,808	4
2002年	—	—	—	—	3,772	4
2003年	—	—	—	—	3,668	0
2004年	—	—	—	—	3,620	2
2005年	—	—	—	—	3,068	0
2006年	—	—	—	—	1,335	2
2007年	—	—	—	—	1,169	0
2008年	—	—	—	—	1,248	0
2009年	—	—	—	—	1,279	0
2010年	—	—	—	—	1,180	0
2011年	385	1	694	0	1,079	1
2012年	518	0	505	0	1,023	0

※違反は全て輸入飼料

サンプル検査違反事例の詳細について

2001年：4件（哺乳類由来骨2件、魚類由来骨2件）

米国から輸入されたとうもろこしグルテン飼料の2つの積荷で微量の哺乳類由来骨が検出された。押収された2,907トンのうち、1,943トンが廃棄され、残りは分析後に解放された。

英国から輸入された豚用飼料の2つの積荷で微量の魚類由来骨が検出された。押収された798トンのうち、468トンが廃棄され、残りは分析後に解放された。

2002年：4件（哺乳類由来骨2件、魚類由来骨2件）

とうもろこしグルテン飼料と蒸留乾燥飼料の輸入原料の積荷で、微量の哺乳類由来骨が検出された。押収された1,398トンの全量が廃棄された。

追加の輸入豚用飼料の2つの積荷で微量の魚類由来骨が検出された。押収された20トンの全量が、認可の下に使用するため英国のメーカーに返却された。

2003年：違反なし

2004年：哺乳類由来骨2件

米国から輸入されたとうもろこしグルテン飼料とドイツから輸入されたビートパルプの原料の積荷で微量の哺乳類由来骨が検出された。押収された10,675トンの全量が廃棄された。

2005年：違反なし

2006年：魚類由来骨2件

2つの輸入豚用飼料の積荷で微量の魚類由来骨が検出された。材料は英国のメーカーに返却された。

2007年：違反なし

2008年：違反なし

2009年：違反なし

2010年：違反なし

2011年：哺乳類由来骨1件

英国から輸入された魚粉を含む豚用飼料サンプルで、哺乳類由来の小突起物が検出されたが、海生哺乳類由来の物と考えられている。

2012年：違反なし

2. ポーランド

飼料規制に係る監視体制について

飼料規制の遵守状況は、主任獣医官により毎年定められるリスクに基づいた年次計画により監視されている。

飼料原料の製造業者、配合飼料の製造業者、薬用飼料の製造業者、飼料添加物メーカー、ペットフード製造業者、自家用飼料製造業者、飼料輸送業者、飼料を扱う商社などが検査の対象となっている。

年次計画の決定に当たっては、事業の種類により、少なくとも年に1～4回の立入検査が計画されており、リスク分析の結果により、検査回数は増加する。

サンプリング検査は顕微鏡検査、PCR法、ELISA法等により行われる。

禁止された動物由来たん白質の有無を確認するために、毎年約8,000の飼料サンプルが収集される。

不適合事例が確認された場合に講じる措置

禁止された動物由来たん白質が飼料中に検出された場合には、地区獣医官は、残りの飼料の廃棄に加え、飼料が存在していた機器、飼料・飲料水供給ライン及び家畜が収容されている施設全体の洗浄に関する行政命令を行う。

さらに、地区獣医官は、そのような飼料を給与された動物が市場に出荷されることを禁止する。

立入検査及びサンプリング検査の結果について

表3 年別の立入検査指導件数と不適合件数

	製造段階		牛飼養農家	
	検査数	不適合数	検査数	不適合数
2004年	2,101	85	38,699	117
2005年	3,131	266	3,106	29
2006年	1,933	111	12,193	45
2007年	1,413	77	25,347	131
2008年	1,907	135	24,048	344
2009年	1,513	112	20,634	469
2010年	1,892	152	18,439	612
2011年	1,854	139	33,333	1,300
2012年	1,667	131	29,103	1,206

表4 年別の検査サンプル数及び違反数

	輸入飼料		国産飼料	
	検査数	違反数	検査数	違反数
2004年	—	—	5,543	208
2005年	—	—	9,487	192
2006年	—	—	12,413	284
2007年	—	—	7,326	77
2008年	26	0	7,088	203
2009年	68	0	8,069	214
2010年	55	0	8,118	143
2011年	41	0	8,122	153
2012年	60	0	8,385	232

(参考) 表4のうち、国産飼料の内訳

	飼料原料		反すう動物用飼料		非反すう動物用飼料	
	検査数	違反数	検査数	違反数	検査数	違反数
2004年	1,035	27	1,835	22	2,673	159
2005年	2,575	56	2,613	15	4,299	121
2006年	2,275	72	2,875	6	7,263	206
2007年	1,141	11	1,603	10	4,582	56
2008年	989	24	1,858	14	4,241	165
2009年	1,106	24	2,203	14	4,760	176
2010年	1,111	21	2,366	21	4,641	101
2011年	1,092	36	2,466	8	4,564	109
2012年	1,168	74	2,240	11	4,932	147